

仕 様 書

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊久里浜駐屯地システム通信・サイバー学校フェアにおける、売店（キッチンカー）の設置及び営業

2 業務内容

売店の設置及び営業

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、売店の設置場所に係わる国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省南関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は、直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

5 丙の資格

- (1) 食品販売を営む者で、法令等に規定する必要な許可証を有する者
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託あるいは譲渡することなく、全て自社で実施する者
- (3) キッチンカーでの販売を前提とし、地元の食材及び食品を提供できる者
- (4) 1, 000円未満の安価なメニューを一品は提供できる者
- (5) 食品販売した際の商品の包装及び残飯等のゴミを廃棄できるゴミ箱をキッチンカー周辺に据え付けることができる者
- (6) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できる者

6 国有財産使用料

丙は、乙に売店の設置に係る面積（ゴミ箱又はゴミ袋の設置用地分含む。）に応じ、国が定めた国有財産使用料を支払うものとする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額納付すること。

7 使用許可場所・期間等

(1) 場 所

久里浜駐屯地内指定区域（1店舗20m²基準）（細部区域の割り当ては、甲が決定する。）

(2) 期 間

令和9年2月16日（火）～18日（木）

※ 諸事情及び、荒天の場合は中止とする。

- (3) 丙は、当日10時00分から15時00分までの営業とし、16時までに撤収するとともに、甲が行う現状復帰の点検受けを完了し出門すること。15時を超えて営業を行う場合、係員により営業を終了させる場合がある。なお、業務の開始及び終了の時期については、天候等の状況により変更することがある。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。また、購入者が購入した商品の包装等を廃棄する際に生じる塵埃の処分費用を負担するものとする。

9 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任及び資材等（照明器具を含む。）により売店を設置・管理し、食中毒及び購入者に対する危害予防について全責任を有し各種の対策を講ずる。
- (2) 丙は、横須賀市火災予防条例に基づく対象火気器具等を使用する場合は、業務用消火器を設置して火災予防に万全を期すものとする。
- (3) 丙は、購入者が購入した商品の包装、残飯等のごみの廃棄のため、営業許可場所内にごみ箱（2個以上を基準）を設置するものとし、ごみの回収・処分について甲の統制に従うものとする。また、販売せずに生じたごみ等については廃棄せず持ち帰るものとする。
- (4) 丙は、現状復帰の状況に不備がある場合、甲の示す時期までに再度修復を行って点検を受けるものとする。
- (5) 丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

10 情報保全の厳守

丙は、甲、乙及び担当職員（総務部長の指定する者（以下、「甲等」という。））の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内で見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用してはならない。

1.1 応募に当たっての注意

応募者は、以下に同意のうえで応募するものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者は、販売業者としない。
- (2) 提出資料の作成、審査への協力に関する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。

1.2 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度甲が示すほか、甲及び丙の間で協議し決定する。